明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○財務省組織規則の一部を改正する省令（財務六六）　二
○農林水産省組織規則の一部を改正する省令（農林水産六四）　三
○動物用医薬品等取締規則等の一部を改正する省令（同六五）　四
○国土交通省組織規則の一部を改正する省令（国土交通六九）　四
○海上保安庁組織規則の一部を改正する省令（同七〇）　四

〔規　則〕
○人事院規則九―五五（特地勤務手当等）等の一部を改正する人事院規則（人事院九―五五―一二六）　四

〔告　示〕
○共同募金会が募集する寄附金を寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金として承認する件（総務二七四）　四
○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十八年度の初日から平成二十八年八月三十一日までの輸入数量を告示する件（財務二七七）　四
○平成二十八年度の初日から平成二十八年八月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件（同二七八）　五
○平成二十八年度の初日から平成二十八年八月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件（同二七九）　五
○平成二十八年度の初日から平成二十八年八月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件（同二八〇）　五
○関税暫定措置法別表第一の六第二四項に係る物品についての平成二十八年度における輸入数量に基づく特別緊急関税の発動日を告示する件（同二八一）　五
○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令第一条第二項の規定に基づき、同項の財務大臣の定める者を定める告示（同二八二）　五
○各都道府県共同募金会が平成二十八年十月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件（同二八三）　五
○個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等並びに基金及び期間を指定する件の一部を改正する件（同二八四）　五
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱの一部を改正する件（厚生労働三六〇）　六
○厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件（同三六一）　六
○農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件の一部を改正する件（農林水産一八八四）　六
○農地法第四条第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する市町村を告示する件（同一八八五）　六
○農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する市町村を告示する件（同一八八六）　六
○平成二十八砂糖年度に係る砂糖調整基準価格等を定めた件（同一八八七）　六
○平成二十八砂糖・でん粉年度に係る国内産糖交付金及び国内産いもでん粉交付金の単価を定めた件（同一八八八）　七
○動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件（同一八八九）　七
○租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件（同一八九〇）　七
○保安林の指定をする件（同一八九一～一八九六）　八
○保安林の指定を解除する件（同一八九七～一八九九）　八
○自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき業務の一部の委託を受けた保険会社又は組合の名称を定める告示の一部を改正する告示（国土交通一一〇〇）　八
○特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示（同一一〇一）　九
○漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件（防衛二〇三）　九

〔国会事項〕
特定保安林の指定について（農林水産省）　九

〔叙位・叙勲〕
特定保安林の指定の解除について（同）　一〇

〔皇室事項〕
原子力規制委員会防災業務計画の修正要旨の公表について（原子力規制委員会）　一〇

〔官庁報告〕
官庁事項
諸事項　一〇

〔公　告〕
官庁
適格機関投資家、財団、犯罪被害財産支給手続開始決定、国営栃木南部土地改良事業計画、建設業の許可の取消処分、基本測量関係事項関係　一〇

（以下次のページへ続く）